

利用のご注意とお願い

ゆめアール大橋

利用目的の制限

ゆめアール大橋は、練習を目的とした施設です。以下の目的では利用はできません。

× 営利目的の教室の利用

× オーディション

× 検定会場

発表会・講習会などの利用

- 発表会での利用は、大練習室に限り可能です。発表会で利用される場合は、ご予約時に事務所までお知らせ下さい。**③利用計画書**をお渡しします。
- ワークショップなどの通常練習以外のご利用も、事前に事務所にご連絡下さい。
③利用計画書をお渡しします。

照明・音響セット

- 照明・音響セットをご利用になる場合は、利用目的の別なく専門の方に操作をお願いしております。そのため、必ず事前にお知らせ下さい。

抽選申込みについて

- 予定されている利用月の4ヶ月前(大練習室は6ヶ月前)にあたる月の1日～14日までの間が抽選申し込み期間です。この期間に抽選の申込みをして下さい。

! 大練習室は6ヶ月前の月、それ以外は4ヶ月前の月に抽選します。

- 15日に機械が自動的に抽選を行いますので、16日～19日の間に抽選結果をご確認下さい。当選後、予定通り利用を希望される方は、この期間(16～19日)に当選分の利用申請を再度おこなって下さい。

- 当選確認をしなかった場合は、自動的にキャンセル扱いとなりますのでご注意下さい。

! 利用者登録(後述)に未登録の方は、19日までに抽選結果を受付まで電話でご確認下さい。結果をお知らせします。

※21日からは先着順の空き日利用予約を受け付けます。

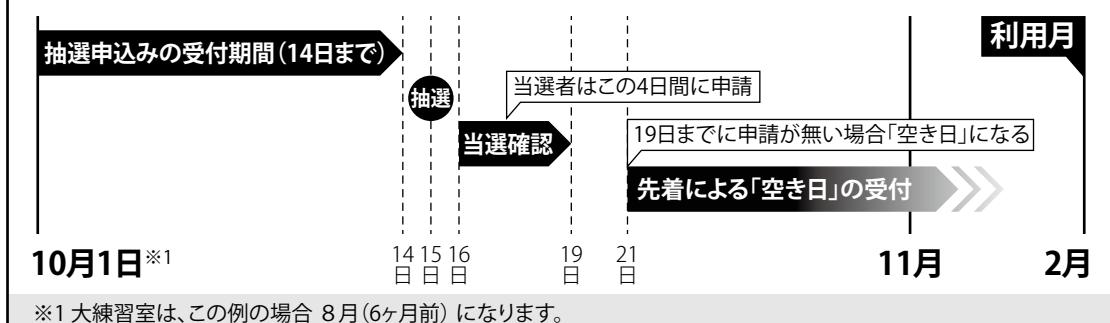
※大練習室の分割利用は抽選を行いません。予定されている利用月の4ヶ月前の月の1日から、窓口にて空き日利用予約を受け付けます。

※大練習室の分割利用の申請・キャンセルは、窓口のみで受け付けます(端末・電話での予約はできません)。

施設内での利用について

- ①舞台に関する操作、付属設備の使用については、受付担当者と打合せを行ってから使用して下さい。
- ・当館受付に連絡をとり、利用日の2週間前までに打合せをして下さい。
- ・打合せをおこなっていない場合、付属設備を使用できない場合があります。
- ・打合せの日程が決まったら、打ち合わせ日より前までに《施設利用許可申請書》の控えコピーと、**③利用計画書**を提出して下さい(FAX、メールでの提出も可能)。

抽選申込みから利用日までの流れ(例:利用初日が2月の場合)



利用のご注意とお願い

ゆめアール大橋

- ②館内で許可を受けずに物品を販売する行為は禁止されています。
- ③施設内の壁・柱への貼り紙や釘打ちは禁止されています。
- ④館内でのご飲食は、入り口右奥のコミュニティプレイスをご利用下さい。各練習室や指定外の場所では禁止されています。
- ⑤全館禁煙です。
- ⑥高所作業といった危険が伴う作業については、作業場の対応や安全対策を、利用者の責任でもって行って下さい。
※学生による高所作業は禁止しております。
- ⑦当館では、準備・片付け・照明と音響操作を利用者で行って頂いております。
※ゆめアール機材の照明・音響の操作は、専門の業者でしか扱えないものとなっております。照明・音響セットをご利用の場合は、専門の方を手配して下さい。
- ⑧原状復帰を行ってから退館して下さい。
※施設利用に伴う事故やトラブルについては、一切関知致しません。
※《大練習室利用計画書》を提出した時点で、「**①ゆめアール大橋 利用についてのお願い(本書)**」の内容を承諾したものとします。

利用者登録について

- 事務所窓口で利用者登録をされると、以下のサービスを受けられます。
- ①予約・取り消しなどの手続きを、インターネット専用街頭端末・電話・FAXから行うことができます。
- ②料金などのお支払いについて、自動口座引き落としを利用することができます(引き落とし日:利用翌月15日)。

楽器庫・大道具室の申込み

- ①事務所窓口で受け付けます(端末・電話で)

利用料に対するキャンセル料(例:利用日が2月13日の場合)

大練習室 キャンセル料不要	1ヶ月以内 全額	利用日	
		13~7日以内 50%	6日以内 全額
大練習室の分割利用 中・小練習室 大道具室・楽器庫	キャンセル料不要	1月13日	1月31日 2月7日 13日

の予約はできません)。

- ②利用料のお支払いは、現金でお願い致します。
- ③キャンセルする場合は、窓口にて取り止め届けへのご記入をお願いします。

予約をキャンセルする場合

- 利用をキャンセルする場合は、《施設利用許可申請書(控え)》をお持ちのうえ、受付までお越し下さい。
- キャンセル申し立て日から利用日までの期間により、キャンセル料が必要になる場合があります。(下の表を参照して下さい)

使用料の減免について

- 以下に該当する場合は、利用料の減免を請求されます。窓口までお申し出ください。(場合によって名簿が必要となります)
- ①福岡市、(財)福岡市文化芸術振興財団が主催、または共催する事業の利用…全額を減免
- ②福岡市、(財)福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事(公演等)の利用…5割を減免
- ③18歳未満の者、もしくは65歳以上の者を主たる構成員とする団体の利用…5割を減免(要名簿)
- ④心身障がい者(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または療育手帳の交付を受けている者)、または心身障がい者を主たる構成員とする団体の利用…全額を減免(要名簿)